環保第2257号

令和５年２月15日

ＳＫハウジング株式会社

代表取締役　　真田　幸範　様

大阪府知事　吉村　洋文

（仮称）阪南市西部丘陵地区産業集積用地造成事業に係る環境影響

評価方法書に関する環境の保全の見地からの意見について

　令和４年８月31日付けで提出のあった標記方法書についての大阪府環境影響評価条例（以下「条例」といいます。）第10条第１項の規定による環境の保全の見地からの意見は別紙のとおりです。

　つきましては、条例第11条第１項の規定により本意見を勘案するとともに、別添の条例第７条の規定による阪南市長の環境の保全の見地からの意見などに配意して、環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定し、また、本件事業に係る環境影響をできる限り回避又は低減するため、事業計画に検討を加えて必要な見直しを行うことを求めます。

別紙

１　全般的事項

（１）本件事業計画は産業集積用地の造成を目的とすると同時に、建設発生土の処分を受託して高盛土の築造に使用するものであることから、土地造成以外の事業要素が複合している点に顕著な特徴がある。方法書についての住民等による意見書の提出件数が多数に上ったことの一因に本件事業計画に特徴的な上記の事業特性があると考えられるため、本件事業に対する住民等の不安が払拭されるよう、事業計画の合理性について分かりやすく丁寧な説明を尽くし、住民等の理解を得るよう努めること。

また、その際、事業計画のとおりに物流倉庫及び工場等による高度な土地利用が実現することの確実性が担保されていることが重要であるため、多量の建設発生土を長期間にわたって調達し盛土材料に使用する本件事業の事業特性を明示した立地需要動向調査を実施してその結果を明らかにすること。

（２）長期の工事期間内に立地需要が縮小する可能性があることを踏まえ、立地需要動向調査の結果にかかわらず、用地の全体を連続的かつ不可分に施工するのではなく、段階に区切って施工することによって用地を段階的に供用し、施設の立地状況を確認した上で次段階の施工に着手する施工計画を検討すること。また、この検討の際、いかなる時点においても土地の安定性が十分に確保されなければならないことに留意すること。

（３）実施された複数案の比較においては搬入土量を１割程度のみ増減した２案について比較しているが、事業計画地内において切土及び盛土の土量バランスを少なくとも概ね確保する計画案、及び立地需要動向調査の結果に応じた造成面積とする計画案を比較対象に追加するとともに、各案が有する環境保全上の優劣の比較分析対象に土地の安定性その他の項目を追加して総合的な評価を行い、これらの検討を通じて環境保全に適切に配慮された事業計画となるよう所要の見直しを行っていくこと。

なお、複数案の設定においては、「位置等に関する複数案の設定に当たっては、位置・規模に関する複数案の設定を検討するよう努めるべき」であり、「重大な環境影響を回避し、又は低減するために建造物等の構造・配置に関する複数案の検討が重要な場合があることに留意すべき」である（環境省告示「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」から引用）。このような制度の趣旨を踏まえ、本件事業において特に精緻な検討を要する「土地の安定性」に関し、これに密接に関連する土工構造物及びこれを築造するための切土工の「規模」及び「構造・配置」に係る複数案の検討を事業の経済的便益の多寡を理由にして限定的に行うことは許容され得るものではないことを付記する。

（４）本件事業に係る地区計画は環境影響評価を行うために重要で不可欠な前提条件である土地利用の方法を決定づけるものであることから、地区計画の内容を明らかにして環境影響評価を適切に実施するとともに、準備書提出時に地区計画に係る都市計画決定が行われていない場合には事業者による提案の内容を明らかにすること。

（５）盛土工及び切土工の施工期間の長期化はのり面の不安定性を高めるため適当ではなく、また、長期化に伴う建設工事費の上昇は事業活動継続の安定性を減じる要因となるおそれがあると考えられるため、盛土材料に求められる品質を有する計画数量の建設発生土を計画期間内に調達することが可能である根拠を明らかにすること。

（６）施設関連車両に係る交通計画に関し、国道26号の箱作及び箱の浦ランプ間の現況の昼間12時間交通量が約13,000台であるのに対して、施設関連車両の50％が和歌山方面を往復すると仮定すると、和歌山方面の往復は箱作ランプでの出入及び転回を伴うため、4,700台の交通量の増加が生じることから、沿道環境を保全するとともに交通流への影響を緩和するため、施設関連車両の交通量の縮減に努めること。

箱作及び箱の浦ランプの交差点、特に転回を伴う箱作ランプの交差点における交通流の円滑性に支障を及ぼすおそれがあることから、支障の発生防止についての協議を道路管理者等との間で行うこと。

また、国道26号に連絡する広域的な経路が示されていないことから、騒音、振動及び大気質の調査及び予測地点が適切に設定されているかを判断できないため、広域的な走行経路及び台数を明らかにして調査地点等の設定に反映すること。

（７）工事関係車両に係る交通計画に関し、工事の実施によって伐採木、枝葉、草本類及び枝葉等の相当量の廃棄物や、原位置からの除去が必要でかつ盛土材料に使用できない相当量の土砂の発生が予想されるため、これらの搬出のための車両台数を追加するなど交通量を精査すること。

２　大気質

（１）揮発性有機化合物については、立地施設からの排出が想定されないとして評価項目に選定していないが、施設の業種が示されていないためその妥当性を確認することができず、また、工事中の建設機械（運搬車両を含む）の給油時に非メタン炭化水素が排出されることも考えられるため、これらについての事実関係を明らかにして必要に応じて評価項目に追加すること。

（２）粉じんの予測に必要な現況の降下ばいじん量は常時監視測定局において測定されておらず、また、事業計画地に隣接して第一種低層住居専用地域に指定され良好な住環境が保たれている住宅地が存在するという地域特性と、工事期間が10年間の長期にわたるという事業特性を踏まえ、事業計画地の周辺地域において降下ばいじん量を測定すること。

（３）立地施設の供用に係る予測が過小なものとなることがないよう、施設の種類（業種）を地区計画における建築物に関する制限を踏まえて適切に設定し、その上で施設の規模、煙源の位置・高さ、排出される大気汚染物質の種類、排出濃度等の諸条件の設定を適切に行うこと。

（４）工事に係る予測についても過少なものとなることがないよう、使用する建設機械の種類、規模及び台数を適切に設定し、その上で、排出濃度等の諸条件の設定を適切に行うこと。また、必要に応じて工事関係車両の走行による影響を加えた複合的な予測を行うこと。

（５）建設発生土の搬入に用いるダンプトラックの台数が多数であること、搬入の期間が長期にわたること、かつ、建設発生土の搬入元が他府県を含む広い地域となる可能性があることから、大気環境への負荷をできる限り低減するため、技術開発が進む大型車の電動化などの最新の技術動向を踏まえて排出抑制策を検討すること。

（６）事業計画地に隣接して第一種低層住居専用地域に指定され良好な住環境が保たれている住宅地が存在するという地域特性と、工事期間が10年間の長期にわたるという事業特性を踏まえ、工事に伴う粉じんの影響を厳に最小限にとどめるよう万全の配慮が図られた工事計画を策定すること。

３　水質、土壌汚染

（１）沈砂池及び調整池の設計においては十分な沈砂機能を有する規模及び構造を確保するとともに、これらの施設の維持管理については、施設管理者に予定されている阪南市と協議を行った上で維持管理計画を策定し、堆積した土砂の計画的な除去をはじめとして適切な維持管理に取り組むこと。

（２）汚染された建設発生土の搬入防止は、周辺地域の水質への影響を回避するために最も肝要であることから、土壌汚染対策法及び大阪府生活環境保全条例が定める基準に適合するなど適切な受入基準及び管理体制を定めてこれらを厳格に運用すること。

（３）本件事業の実施に伴う周辺地域の水質への影響の発生のおそれは、河川のみではなく地下水についても同様に存することから、工事の実施及び造成地の存在を影響要因として地下水の水質を評価項目に追加すること。

（４）沈砂池における浮遊物質量の除去率の算定に関連し、浮遊物質量は事業計画地の地山の土砂だけではなく、盛土材料に使用する建設発生土からも発生することから、建設発生土についても土粒子の沈降速度を把握すること。その際、土粒子の粒度や密度が均一ではない多様な建設発生土を盛土材料に使用することを踏まえ、沈降速度を過大に設定して浮遊物質量の除去率を算定しないよう留意すること。

（５）河川水質の現況調査については、河川のより広い範囲及び周辺海域の水質への影響を適切に評価するため、茶屋川（東新池を含む）及び田山川に複数の現地調査地点を追加するとともに、各河川の河口の周辺海域にも現地調査地点を追加すること。また、調査項目については、周辺地域における農業用水の利用状況を踏まえ、銅等の農業（水稲）用水基準の対象物質を追加すること。さらに、健康項目に係る現地調査の実施回数が不十分であるため、調査の実施回数を増加する見直しを行うこと。

（６）降雨時の現地調査については、汚濁の時間的変動を考慮した適切な評価を行うため、降雨開始時から降雨終了後に汚濁の程度が降雨前の水準に回復するまでの間、連続的な測定を実施すること。

（７）地下水の水質に係る現況調査については、周辺地域の地下水の水質への影響を適切に評価するとともに、事後調査における影響の有無の確認に用いるため、観測井を適切な位置に設置して地下水の水質汚濁に係る環境基準に定める各項目の測定を行うこと。

（８）河川及び海域の水質に係る予測においては追加地点を含む全ての現地調査地点について調査項目を網羅した予測を行い、地下水の水質についても現地調査における調査項目を網羅的に予測すること。

（９）事業者から示された健康項目に係る予測方法については、妥当性を有するものであるか判断できないことから、環境影響評価における影響の予測においては十分な科学的根拠に裏付けられた予測方法を適用すること。

（10）発生源における水質モニタリングについては、表流水のみではなく浸出水及び地下水をその対象に追加するとともに、工事終了後も一定の期間継続して実施すること。

４　騒音、振動、低周波音

（１）立地施設の供用に係る騒音、振動及び低周波音の予測が過小なものとなることがないよう、施設の種類（業種）を地区計画における建築物に関する制限を踏まえて適切に設定し、その上で施設の規模、発生源の位置及び発生原単位等の諸条件の設定を適切に行うこと。

（２）道路交通騒音及び振動については、広域的な走行経路及び台数を明らかにしたうえで現地調査地点及び予測地点を適切に設定するとともに、その地点設定の際に高速走行及び加速走行による発生原単位の増大や交差点周辺部における複数道路の影響の複合を勘案すること。

（３）工事に係る騒音及び振動の予測についても過少なものとなることがないよう、使用する建設機械の種類、規模及び台数を適切に設定し、その上で発生原単位、発生源位置及び発生時間等の諸条件の設定を適切に行うこと。また、必要に応じて工事関係車両の走行による影響を加えた複合的な予測を行うこと。

（４）事業計画地に隣接して第一種低層住居専用地域に指定された静穏な住宅地が存在するという地域特性と、工事期間が10年間の長期にわたるという事業特定を踏まえ、工事に伴う騒音及び振動の影響を厳に最小限にとどめるよう万全の配慮が図られた工事計画を策定すること。

５　地象

（１）本件事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、土工構造物の安定性を確保する観点から、地象に係る諸事項全般にわたって特に厳格な対処がなされる必要がある。その際、大阪府環境影響評価条例が手続を義務づけている対象は規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認められる事業であり、それ故に公法上の基準への適合をもって足りるとするものではなく、事業者に環境への負荷をできる限り回避または低減することを求めている制度の趣旨を十分に認識した上で、地盤工学研究が蓄積してきた科学的知見に則って、調査、予測、評価、設計、施工及び維持管理の全般に適切に取り組み、土砂災害リスクの低減に最大限の努力を払うこと。

（２）事業計画地の下流平野部に多数の住居及び各種施設等が存在し、また、土工構造物に向けて雨水が上流から集中する地形関係にあることから、本件事業における土地の安定性の確保に特別の重要性があることは明らかであることから、土地の安定性に係る調査及び予測を特に入念に行うとともに、設計、施工及び維持管理についての徹底した検討を行うこと。

（３）土質改良を実施する対象を第４種建設発生土のみに限定しているが、適用用途によっては第３種建設発生土についても所要の土質改良を実施すること。

（４）盛土材料の土質別の使用箇所の選定については、雨水等が盛土に流入するおそれがある箇所、切り盛り境部、片切り片盛り部、構造物取付け部、土羽土等、土工構造物の各箇所に要求される土質に適合する材料を選定して使用し、また、これら以外にも一例を挙げれば、高含水粘性土は軟弱かつ間隙水圧の発生によって盛土の安定性に問題を生じさせる場合が多いことから使用箇所の選定に注意を払うこと。

（５）脆弱岩は、地震時の被害や長期間にわたる圧縮沈下の原因となりうるため、土工構造物の適切な箇所に用途を限定するとともに、盛土の安定性にいささかも支障を及ぼすことがないよう特段の措置を講じるものとし、これが難しい場合は安全が確保される方法による処分を行うこと。

（６）切土工によって新たに露出した土や岩は、応力を解放されたことによるゆるみ及び風化現象によって時間経過とともに強度が低下する傾向にあり、さらに、事業計画地の全体に風化が早い泥岩が分布していることや、長大のり面を構築する計画としていることを踏まえ、入念な現地調査を行った上で切土のり面を設計するとともに、のり面排水工及びのり面保護工を適切に計画すること。

（７）切土のり面のうち風化が早い岩で形成される岩盤のり面では、風化が進行しても崩壊による支障が発生しないのり面勾配による安定を確保した上で植生工を施工するか、のり枠工等の構造物工と植生基材吹付工を併用するなど、適切なのり面保護工の工種を選定すること。また、「法面緑化・造成緑地」における緑化を高木によって行う計画としているが、土壌硬度に応じた植物の選定や植生基盤の設置等について検討し、維持管理も踏まえて適切なのり面緑化工を選定すること。

（８）盛土の被害は降雨や地山からの浸透水等が原因となって生じることが非常に多く、排水施設は降雨や地下水等を速やかに盛土外に排出し水の浸入による盛土の弱体化を防止するために不可欠な重要施設であることから、その設計においては事前に湧水の状態、地形、盛土材料及び地山の土質等を十分に調査すること。

（９）盛土部の表面排水工については、のり肩排水溝、小段排水溝、縦排水溝、のり尻排水溝及びのり尻工（ふとんかご及びじゃかご工）について、また、地下排水工については、地下排水溝、水平排水層、基盤排水層及びのり尻工遮断排水層のそれぞれについて、必要を満たしかつ十分であると認められる位置、構造及び規模を確保すること。

（10）切土のり面についても、のり面の安定性に及ぼす水の影響は非常に大きく、表流水による浸食及び地下水による強度低下を十分に考慮し、表流水及び湧水を適切に処理するとともに、斜面の安定性に影響が及ばなくなるレベルまで地山の地下水位を低下させる努力が必要である。このため、現地調査を適切に実施し、その結果を踏まえて表面排水工及び地下排水工を適切に設計するとともに、これらの施設の維持管理を適切に行うこと。

（11）盛土工の施工については、搬入土の品質管理のほか、基礎地盤の処理、敷均し及び含水比調節、盛土施工時の排水、盛土のり面の施工、排水工の施工、盛土と他の構造物との取付け部の施工、盛土材料の改良等の全般にわたって十分な検討を行った上で施工計画を策定すること。

（12）このうち搬入土の品質管理については、その搬入前に土質の要求性能への適合性についての一定水準の確認を行った後、搬入後あるいは敷均しの前に所要の試験項目についての土質試験を適切な頻度で実施すること。その上で、土質試験等の結果を（４）で述べた使用箇所の選定に反映し、要求性能に適合しないことが確認された建設発生土については使用しないこと。また、ストックヤードにおける一時的な保管における分別区分の設定についても適切なものとすること。

（13）締固め機械については、ブルドーザは締固め効率が悪く施工の確実性も低いことから一般的には締固め機械とみなされておらず、トラフィカビリティーが確保できない場合にやむを得ず使用されるものであることから、使用する建設機械の種類を適切に選定すること。

（14）切土工の施工においては、地山の地質の変化に注意を払い、当初の予想と異なる地質が確認された場合は一旦施工を中止して設計変更の要否を検討すること。また、施工中に雨水等によるのり面浸食や崩壊・落石が生じないよう、一時的なのり面排水、のり面保護及び落石防止を行うこと。のり面保護工は、掘削の終了を待たずに施工段階に応じて順次施工することが適当であり、特に岩盤のり面においては、露出によって風化が早く進む岩の場合にはできる限り早くコンクリートやモルタル吹付け等の工法による処置を行って表面の崩壊を防止すること。

（15）環境影響評価における情報交流（コミュニケーション）の重要性を踏まえ、周辺地域の住民等に対して工事の施工状況、例えば建設発生土の搬入元、土量、土質、施工箇所及び施工方法等の情報をきめ細やかに提供するとともに、幅広い住民等から意見を聞く場を設けるなどし、工事完了後においても維持管理についての情報交流に適切に取り組むこと。

（16）土工構造物（盛土及び切土）の維持管理については、のり面、のり面保護工及び排水施設等を対象として、平常時の防災点検、日常点検及び定期点検等並びに異常時の臨時点検・調査を適切に行うとともに、各種施設等の保守及び補修・補強対策を適切に行う必要があることから、これらの点検及び保守等を無期継続的かつ網羅的に実施する維持管理計画を長期的実施体制を含めて検討した上で策定すること。

また、土地の売却・転売や貸出・転借による土地所有者や土地管理者の変更によって土工構造物の維持管理に不備が生じることがないよう、このような場合に適切な維持管理の実施を確実に持続する方策を明らかにすること。

以上に関連して、土工構造物（盛土及び切土）の防災性を向上させるため、調査及び施工段階に得られた地質及び土質のデータ、施工後の点検結果、被災履歴及び補修・補強履歴等の維持管理上必要となる情報を長期間にわたって保存し適切に活用していくことが可能な体制とすべきことにも注意を払うこと。

（17）盛土の強度を低下させその安定性を損ねる大きな要因となる地下水の水位上昇に関し、地下水の水位を適切な位置において継続的にモニタリングし、水位上昇が構造物の安定性に支障を及ぼすおそれが確認された場合には水抜き工や集水井工の施工など安定性確保のための適切な措置を講じること。

（18）現地調査は、土工構造物の構築において問題となる箇所を見出しその影響を把握する上で極めて重要な役割を有することから、計画段階から実施する必要があり、現地調査により地すべりや崖錐等の地形条件、湧水等の有無等の水理条件及び災害履歴等を入念に調査するとともに、必要に応じて試料を採取して土質試験を行い、これらの調査等の結果を設計に適切に反映すること。また、伐開除根や切土工等の施工時に初めて把握できる事象があるため、施工時における調査結果についても設計に適切にフィードバックすること。

（19）過去に実施したとされるボーリング調査等の結果の利用については、これらの調査地点に不足がある場合や、所要の各種土質試験が網羅的に実施されていない場合には、改めてボーリング調査等を実施すること。

（20）盛土の安定性の予測については、長大なのり面を有する高盛土、谷間を埋める盛土及び切り盛り境部等の盛土は降雨や浸透水の作用を受けやすいことから、本件事業の事業特性を踏まえ、排水工による盛土内への水の浸入防止及び侵入した水の速やかな排除が肝要であると同時に、水位上昇時の盛土の安定性の予測を詳細設計時に初めて実施するのではなく、準備書においてその予測結果を明らかにすること。また、安定計算において、土の粘着力、土のせん断抵抗角、載荷重を含む分割片の全重量、間隙水圧を一律に設定するのではなく、使用する盛土材料の土質が有する不均質性等を踏まえて適切に個別的に設定するとともに、降雨の作用による間隙水圧の増加を考慮すること。

（21）安定性の予測においては、盛土材料及び土工構造物が不可避的に有する不確実性を十分に考慮するとともに、近年激甚化している豪雨及び台風並びに近い将来の発生が予想される大地震が土工構造物の安定性に及ぼす影響の重大性を認識し、細心の注意を払って安定計算における条件設定を行うことはもとより、安定計算の結果に応じて一般的な許容安全率に対して一定の余裕を持った安全率が得られるよう設計の見直しに努めること。

６　水象

（１）調整池の洪水調節容量については、茶屋川の大部分の両岸が家屋倒壊等氾濫想定区域に位置づけられていることに加え、近年激甚化している豪雨及び台風の状況を踏まえるとともに発生回数が増加している短時間強雨にも対応できる一定の余裕を持った規模とすること。

（２）河川水象に係る現況調査については、茶屋川（東新池を含む）及び田山川のより広い範囲を対象とした予測評価に必要な情報が既存資料調査によって得られない場合には、現地調査地点の追加及び調査頻度（期間）の見直しを行うこと。また、地下水の水位については、周辺地域の地下水の水位への影響を適切に評価するともに事後調査における影響の有無の確認に用いるため、観測井を適切な位置に設置して水位の測定を所要の期間行うこと。

（３）河川水象に係る予測については、茶屋川（東新池を含む）及び田山川のより広い範囲への影響を適切に評価するため、予測地点を追加すること。

７　陸域生態系

（１）森林法に基づく林地開発許可基準では、森林率を概ね25％以上とし、周辺部に30ｍ以上の森林等を配置すること、開発行為に係る１箇所当たりの面積を20ha以下とし、複数造成する場合はその間に幅30ｍ以上の森林等を配置することが定められている。また、大阪府自然環境保全条例第28条の規定に基づく協定の基準において、市街化区域外では協定対象行為区域の面積の15％以上の樹林地等を設け、開発区域内の道路は植樹等による緑化に努めることとされているほか、阪南市環境保全条例において、土地の所有者、占有者又は管理者に樹木等を植栽し、積極的にみどり豊かな環境を形成する努力義務を課しており、これら全ての法令の規定に適合する緑化計画を策定すること。

（２）植生調査については、事業計画地周辺においてキンラン及びコモウセンゴケ等の希少種の生育が確認されていることから、これらの希少種の生育状況を踏まえて適切な調査回数及び時期を検討して調査計画を立案すること。

（３）淡水生物の調査区域を事業計画地内の沢、２か所のため池及び河川のごく狭い区間に限定しているが、大規模な土地の改変により河川の広い区間において淡水生物の生息環境に影響が及ぶおそれがあること、また、事後調査における影響の有無の確認に用いるため、茶屋川及び田山川の調査区域を河口付近まで拡大すること。

（４）本件事業の実施に伴う河川水質の変化は、水系の淡水生物の生息に影響を及ぼすおそれがあることから、河川水質に係る現地調査及び予測を先に指摘したとおりに実施し、それらの結果を用いて淡水生物の生息への影響の予測及び評価を行うこと。

８　海域生態系

（１）海域生物に係る現況調査については、府立環境農林水産総合研究所による調査は事業計画地周辺の海岸及び河口においては実施されていないため、他の機関による調査データが得られない場合には、自ら現地調査を実施して海域生物の生息状況を把握すること。また、現地調査の実施に当たって、調査方法及び調査区域の設定について専門家の助言を受けること。

（２）予測の対象とされている栄養塩等以外にも、本件事業の実施に伴う海域の水質の変化は、海域生態系に影響を及ぼすおそれがあることから、海域の水質に係る現地調査を先に指摘したとおりに実施し、その結果を用いて海域生態系への影響の予測及び評価を行う必要がある。

９　人と自然との触れ合いの活動の場

（１）事業関連車両の走行による人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境の変化を的確に予測するため、事業計画地の周辺地域の登山道やハイキングコースが事業関連車両の走行経路と交差する箇所において、交通量及び人と自然との触れ合いの活動の状況について現地調査を行うこと。

（２）阪南スカイタウンとの境界付近における土地の改変は、民有林内であるとはいえ周辺地域の住民に親しまれているとみられる人と自然との触れ合い活動の場を喪失させるものであることから、現状の自然環境をできる限り保全する方策の検討に努めること。

10　景観

（１）森林法、大阪府自然環境保全条例及び阪南市環境保全条例の規定に適合する緑化計画を策定すること。

（２）盛土及び切土のり面においては、地象において指摘したとおり、のり面の土質などの条件に応じた適切なのり面保護工を施工する必要があると同時に、長大のり面を出現させる事業計画であることを踏まえ、視覚的な統一性、連続性、円滑性、一体性、安定性及び軽快性（圧迫感の回避）の諸点に留意してのり面保護工を設計し、周辺の自然環境と調和がとれた良好な景観の形成を図ること。

（３）長大のり面を含む造成地が一望されると予想される相当な範囲の区域が阪南スカイタウンの住宅地内にあることが確認されたが、当該区域には現地調査及び予測を行う地点が設定されていないため、周辺地域において予備的調査を実施し、その調査結果を踏まえて現地調査等を行う地点を適切に追加すること。

（４）幹線道路を線状の視点場とする景観への配慮も重要であることから、事業計画地の一部が大阪府景観計画の「国道26号（第二阪和国道）沿道区域」に属していることも踏まえ、国道26号を視点場とする景観を予測評価の対象に追加すべきであることから、国道26号の道路上に現地調査地点を追加すること。

（５）景観の予測においては、盛土及び切土のり面における植物及び構造物、設置される建築物及び工作物などの景観構成要素を適切に設定してフォトモンタージュを作成するとともに、予測結果を事業計画にフィードバックして良好な景観の形成を図ること。

11　文化財

事業計画地内に周知の埋蔵文化財包蔵地が２か所あることを踏まえ、試掘調査の実施の要否について府の教育委員会及び泉州南埋蔵文化財広域行政事務所と協議して適切に対応すること。

12　廃棄物、発生土

（１）本件事業においては伐採木が特に大量に発生するとともに長期間の継続保管を計画していることから、その発生量を適切に予測して飛散及び流出等の防止措置、破砕処理並びに有効利用の方法についての計画を定めておくこと。また、枝葉及び草本類等についても、発生量予測及び利用計画等に組み入れること。

（２）産業廃棄物の不適正処理を防止する観点から、がれき類等が混入した建設発生土（廃棄物が混入した土砂をスケルトンバケットやふるい機を用いて分級したものを含む）及び建設汚泥等の産業廃棄物を盛土材料に使用することがないよう、廃棄物処理法の規制に従った適切な受入基準及び管理体制を定めてこれらを厳格に運用すること。

（３）本件工事の実施に伴い原位置からの除去が必要でかつ盛土材料に使用できない性状の土砂が相当量発生することが予想されるため、腐植土及び枝葉等が混在する土砂や大粒径の岩等、上記の性状を有する土砂の処置についての計画を定めた上で、発生土の評価項目への追加を検討すること。

13　地球環境

（１）温室効果ガスについては、森林の改変による二酸化炭素吸収量の損減についても予測を行うとともに、立地施設の供用に係る予測が過小なものとなることがないよう施設の種類（業種）を地区計画における建築物に関する制限を踏まえて適切に設定し、その上で施設の規模及び発生原単位の設定を適切に行うこと。

（２）本件事業による森林改変面積が大きいこと、工事期間が長期であること、土砂搬入車両の台数が多くかつ長距離走行の可能性があることを踏まえ、これらの代償的措置としてより効果的かつ実効性が担保された温室効果ガス排出削減策を検討すること。